

答弁書第三九号

内閣参質一〇一第三九号

昭和五十九年八月十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員鈴木一弘君提出砂糖価格の安定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出砂糖価格の安定に関する質問に対する答弁書

一及び四について

輸入粗糖の関税の引下げについては、国内の甘味資源作物農家に悪影響を与えることとなるため、これを実施することは適当でないと考える。

また、国内産糖の価格支持については、砂糖の価格安定等に関する法律により既に実施しているところであり、今後ともその適切な運用に努めてまいりたい。

二について

砂糖消費税は、砂糖のし好品としての性格に着目して課税している消費税であり、また、その税収額も昭和五十八年度で四百十億円に達する重要な財源となつていることから、これを廃止することは適当でないと考える。

三について

糖価安定資金は、著しく乱高下する輸入糖の価格を一定の価格帯の中に収め、砂糖の価格の異常な変動を防止するためのものであるので、この徴収を減免することは適当でないと考える。